

指定障害児通所支援事業者 管理者 様

奈良県福祉医療部障害福祉課長

障害児通所支援における看護職員加配加算 (主たる対象が重症心身障害児の事業所)の届出について(通知)

日頃から、本県の障害福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、障害児通所支援における看護職員加配加算については、各加算区分の対象となる医療的ケア児の前年度の延べ利用人数を用いて、当該年度の加算区分を判定することとされています。

つきましては、当該加算を届け出ている事業所(実績が1年未満の事業所は除く)は、下記及び別添をご確認のうえ、令和3年度の加算区分を判定し届出をお願いします。

なお、令和3年度区分の見直しに関する「医療的ケア児の判定基準スコア」については、令和3年度報酬改定に伴う新判定基準(別紙1)、または、令和2年度までの判定基準(令和3年度からの新判定基準で読み替えたものを含む。(別紙2))のどちらの基準による判定でも可能です。

※今後、国からの通知等により、本通知の掲載内容を変更し、提出書類の補正・差替え等を求める場合がございますので、予め、ご理解の程、宜しくお願い致します。

記

1 届出を要する事業所

「看護職員加配加算(主たる対象が重症心身障害児の事業所)」の体制を届け出ているすべての事業所 ※加算区分の変更等がなくても届出が必要です。

(令和2年度中の実績が1年未満(当該加算を取得してから1年未満)の事業所においては、算定開始3月後に届出をお願いします。)

2 提出期間

令和3年4月1日(木)～令和3年4月15日(木)【消印有効】

3 提出先・提出方法

下記の宛先まで郵送にてご提出ください。

〒630-8501(住所記載不要)

奈良県 福祉医療部 障害福祉課 自立支援・療育係

※「看護職員加配届出在中」との記載をお願いします。

※他の報酬改定に伴う届出とは別に、届出書類一式を作成してください。(同封は可能です。)

4 届出後の加算の適用開始

令和3年4月のサービス提供分から適用します。【2 提出期間】の届出分のみ

5 判定方法

○ 看護職員加配加算(Ⅰ) 【看護職員1名(常勤換算)分の加算】

「医療的ケア児の判定基準スコア」に前年度の出席率(延べ利用日数/開所日数)を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上になること。

○ 看護職員加配加算（Ⅱ） 【看護職員2名（常勤換算）分の加算】

「**医療的ケア児の判定基準スコア**」に前年度の出席率（延べ利用日数／開所日数）を掛けた点数の**医療的ケア児全員の合計点数が72点以上**になること。

《算定手順》

- ① 各医療的ケア児の判定基準スコアを判定する。（下記★参照）
- ② 各医療的ケア児の前年度の延べ利用日数を算出する。
- ③ 事業所の前年度の開所日数を算出する。
- ④ 各医療的ケア児ひとり当たりの点数を算出する。（上記① × 上記② ÷ 上記③）
（例：判定基準のスコア（①）「8点」×120日（②）÷240日（③）＝「4点」）
- ⑤ 上記①～④を医療的ケア児全員分行い、その合計点数により加算を判定する。
（※）前年度：令和2年4月1日～令和3年3月31日

★ 「**医療的ケア児の判定基準スコア**」については、下記のどちらの判定基準でも可能です。

- ・令和3年度からの新判定基準（別紙1）
- ・令和2年度までの判定基準（令和3年度からの新判定基準で読み替えたもの（読み替え表））

今後、国からの通知等を踏まえ、取扱いを変更する場合があります旨、ご了承願います。

6 届出書類

《必須書類（変更の有無に関わらず届出が必要です。）》

- ・障害児通所給付費算定にかかる届出書兼体制状況一覧表
- ・看護職員加配加算に関する届出書（届出区分は一律「変更」）
- ・看護職員の配置状況

各種様式は、下記《県ホームページ》からダウンロードしてください。

《県ホームページ》<http://www.pref.nara.jp/item/246131.htm#itemid246131>

【注意】 看護職員加配加算（主たる対象が重症心身障害児以外の事業所）については、令和3年度より廃止となりました。（廃止に伴う届出は不要です。）